

「厚生年金基金制度の 見直しについて(試案)」 に対する意見

平成24年12月10日
企業年金連絡協議会

企業年金連絡協議会の概要

・ 全国462会員の年金実務者が集う「企業年金団体」

DB(確定給付企業年金) 408 会員、 厚生年金基金 50 会員、

DC(確定拠出年金)のみ 4 会員、

* 会員企業年金の加入者総数 336万人

* その他の準会員・個人会員・賛助会員 194 会員

- ・ 活動目的 企業年金制度を将来に亘って持続させ、魅力ある制度として確実な給付を行って
いくため、規模の大小や業界を問わず、企業年金に係る諸問題を取り上げ、「知り
たい」・「交流したい」・「発信したい」という会員に情報提供や相互研鑽の場を提
供し、更に意見・要望・改善策を発信し、企業年金制度の健全な発展を目指す。

- ・ 沿革 昭和48年 「東京地区単独連合厚生年金基金連絡会」として発足
平成9年 全国組織へ拡大。「単独連合厚生年金基金連絡協議会」に改称
平成14年 確定給付企業年金法施行に伴い「企業年金連絡協議会」に改称

- ・ 活動内容 参加者の自発的活動に支えられた分野別専門委員会などの活動が中心
6つの専門委員会 ⇒ 資産運用、年金財政会計、給付、受託者税制、事務改善、IT
2つの制度別部会 ⇒ 厚生年金基金、DC
2つの地方委員会 ⇒ 中部地区(名古屋)、西日本地区(大阪)
CR委員会(ホームページ運営・会報誌「きねんきょう」発行)

「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に対する意見

- 今回の試案については、財政状況が厳しく存続が難しい基金の解散への道筋や持続可能性を高めるための新たな制度の導入、代行制度の見直しでは最低責任準備金の計算方法の見直しなど喫緊の課題に対応する見直し策が提示され、ここまでの試案では、厚生年金基金制度の持続可能性はこれまで以上に高まると期待された内容であった。
- しかしながら、最後に、各基金の制度維持に向けた今までの努力に対し、掌返しするような唐突な形で、代行制度即ち厚生年金基金制度の一定年限後の縮小・廃止方針が示されたことにより、この試案は企業年金全体の危機を招きかねないものとする。
- 一律廃止によって適年廃止時以上に中小企業の企業年金の制度維持が困難になるという点や、700万人を超える厚生年金基金加入員・受給者の加算部分を含めた財産権・受給権の侵害・消失が危惧される点、資産運用面での懸念などから、一律廃止の方針は取下げ、企業年金の選択肢として厚生年金基金制度の存続を切に望むものである。

1.「代行割れ問題」への対応

- 財政状況や加入事業所の対象業種の将来性などから判断して、存続困難な基金の解散への道筋を付ける施策として評価できる。

- これまでに解散・代行返上した基金との差が生じ、モラルハザードにつながる追加特例措置は極力避けるべきである。

- (1) 基本原則、(2) 特例解散プロセスについては、試案内容の方向を評価する。
- (3) 特例措置の見直しについては、下記の通り。
 - 分割納付における、ア. 連帯債務の見直し、イ. 利率の見直しは、解散基金の加入事業所の将来の追加負担を回避するため必要な施策として評価する。
 - 倒産企業の不納欠損手続きは現在でも有り、解散後の連帯債務を外した解散時点における加入事業所の債務確定は、連鎖倒産回避など地域経済への影響等も鑑み、容認されると判断する。

- 新特例について、A案「納付期限の延長」は経済情勢による返済猶予と同様で採用できる施策と考える。B案「納付額の新特例」は債務の減免であり、これまで解散・代行返上してきた基金の加入事業所との公平性からも慎重に議論されたい。

2. 企業年金の持続可能性を高める施策の推進

- 試案に示された考え方・施策については評価する。制度の選択肢を増やすことは、厚生年金基金からの移行支援だけでなく、企業年金全体の持続可能性を高めるものである。
- 企業年金連絡協議会としては、例示された選択肢も含め「新ハイブリッドプランの提言」をまとめており、是非取り上げて頂きたい。

3. 代行制度の見直し

(1) 最低責任準備金の計算方法の見直し

- 計算方法の見直しは、本来の債務負担額に近づけるものであり評価する。
- 代行給付費の計算に用いる計数(0.875)見直しは、3区分にして各基金の実態により近づけるものだが基金の負担額が逆に増加するケースが多く、実態感覚と異なる。係数は、基金毎の成熟度、報酬水準や併給調整の状況など基金固有の特性を加味することが必要と考える。
- 「期ズレ」の調整は、ボラタイルな運用環境において、債務額の反映と時価資産の振れとの間で、整合性を高めるものである。

◎現行の「財政中立化策」の内容についての確認と見直しをお願いしたい。

- 委員会の前回議論での「財政中立化策は機能しない。代行割れでない基金も必要な積立金を有していないので、今後、必ず財政が行き詰まる。」との意見が示されたが、本省が策定した仕組み真っ向から否定するものである。これまでの理解では、数理人やコンサル・学識者等から「給付現価負担金の交付」は公的年金との橋渡しとして有効な機能で財政の防御策の一つであるとの説明や解説を受けており、基金側の認識とは異なる。給付現価負担金は、後発的に発生する基金の責任とは云えない債務を事後的に厚年本体と調整するための仕組みであり、この財政中立化策の意義を改めて確認したい。また、給付現価負担金は、基金の不足金を補填するものでなく厚年本体の債務である、と認識する。
- 基金の成熟度が高まり、掛金・給付のキャッシュフローが逆転する状況下、過去期間代行給付現価の5割を下回らないと交付されない、それも差額の1/5の交付では窮屈な資産管理を強いられ、運用利回り確保にも影響し一層の財政悪化を招来する。この負担金の交付ルールは合理的な理由に欠けるため、その見直しもお願いしたい。

(2) 代行制度の段階的縮小・廃止

◎代行制度の10年の移行期間をもって一律廃止することには反対する。

- 健全な基金まで一定期限を設けて強制的に廃止させることは、加入員・受給者の受給権ひいては財産権まで侵害することにならないだろうか。基金自らの意思とタイミングで解散や制度移行が検討できるよう制度の選択肢として残すべきである。
- 今回の試案に示された施策に、給付現価負担金の交付ルール見直しまで視野に入れるなら、厚生年金基金の持続可能性は今まで以上に高まると考える。
- 中小企業の企業年金を育成することでは、厚生年金基金での受け皿以上の制度が構築できるだろうか。適年廃止時以上に、企業年金の消滅が危惧される。
- 代行リスク回避のために過去の運用実績から1.3～1.7の積立比率が必要とされたが、元々退職金の持込みの少ない総合型基金の制度設計から無理。期ズレ解消後の早い時期にGPIFポートフォリオや債券比率を高めた運用により代行割れリスクは軽減される。
- 現物納付には、前回代行返上時の状況ではごく一部しか対応できなかった。一定期限を設けた廃止方針は、有価証券市場に無用な混乱を招き、さらにはヘッジファンドの標的になり易い。また、海外資産の大量処分は円高を招きかねない。代行返上時と同様、運用環境の悪化を招き、企業年金全体の危機に繋がりがかねない。